

広島市規則第30号

令和8年3月27日

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例施行規則の一部
を改正する規則

広島市安芸市民病院事業使用料及び手数料条例施行規則（平成26年広島市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「6,600」を「8,900」に、「5,600」を「7,600」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

区 分	単 位	特別診断書料の額
身体検査書		円
死亡診断書		
休業用診断書		
入学用診断書		
身体障害者診断書		
会社、官公庁等の所定様式による		

診断書 自動車損害賠償保障法に係る診断書 簡易保険に係る病状調査票 保険会社に提出する入院療養証明書 厚生年金、国民年金等に係る所定様式による診断書 その他これらに準ずるもの	1 通につき	6, 030
自動車損害賠償保障法に係る診療明細書	1 通につき	1, 540

附 則

- 1 この規則中別表第2の改正規定及び附則第3項の規定は令和8年6月1日から、別表第1の改正規定及び次項の規定は同年11月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和8年11月1日以後の特別病室の使用に係る特別病室差額使用料について適用し、同日前の特別病室の使用に係る特別病室差額使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、令和8年6月1日以後に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料について適用し、同日前に請求のあった特別診断書の作成に係る手数料については、なお従前の例による。